

令和5年度(2023年度)

つくば市地域包括支援センター

事業計画

つくば市

## 第1 地域包括支援センター運営体制

【令和5年(2023年)年4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで】

- つくば市地域包括支援センター（直営）
- 筑波地域包括支援センター（委託）
- 大穂豊里地域包括支援センター（委託）
- 谷田部東地域包括支援センター（委託）
- 谷田部西地域包括支援センター（委託）
- 桜地域包括支援センター（委託）
- 荃崎地域包括支援センター（委託）

【つくば市地域包括支援センター職員配置状況】 令和5年(2023年)4月1日現在

職 種	正職員	会計年度任用職員
社会福祉士	4	1
保健師	4	0
主任介護支援専門員	1	0
介護支援専門員	0	0
看護師	0	1
事務職	5	3
合計	14	5

【令和5年度(2023年度)担当圏域】

地域包括支援センター名称	担当圏域
つくば市地域包括支援センター（直営）	委託地域包括支援センターの後方支援を実施
筑波地域包括支援センター（委託）	筑波地区
大穂豊里地域包括支援センター（委託）	大穂地区、豊里地区
谷田部東地域包括支援センター（委託）	谷田部東地区
谷田部西地域包括支援センター（委託）	谷田部西地区

桜地域包括支援センター (委託)	桜地区
荃崎地域包括支援センター (委託)	荃崎地区

【参考】日常生活圏域別 高齢化率 ※令和5年(2023年)4月1日現在

日常生活圏域	総人数(人)	高齢者人数(人)	高齢化率(%)	認定者数(人)	認定率(%)
大穂地区	19,974	4,362	21.84	780	17.88
豊里地区	16,197	4,047	24.99	713	17.62
谷田部西地区	50,093	7,961	15.89	1,350	16.96
谷田部東地区	69,083	8,494	12.30	1,215	14.30
桜地区	57,229	8,473	14.81	1,278	15.08
筑波地区	16,814	6,393	38.02	1,214	18.99
荃崎地区	22,896	8,730	38.13	1,236	14.16
住登外など				109	
市全体 (参考)	252,286	48,460	19.21	7,895	16.29
令和5年4月1日現在			国 29.1 茨城県 30.7		

## 第2 業務実施内容

### 1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

#### (1) 総合相談支援業務

##### ア 地域におけるネットワークの構築

- ・地域包括支援センター（以下、センター）の広報活動の実施
- ・圏域別ケア会議を活用した地域の関係者、関係機関との連携強化
- ・地域の社会資源の把握と活用

「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」、「ハートページ」、「在宅医療と介護のサービスマップ」「ミルモネット」の内容を更新し、最新の情報の把握と活用に努める。

##### イ 実態把握

- ・KDB システムの情報を活用し、各センターと協働して支援を必要とする高齢者の把握及び支援を行う。

##### ウ 総合相談支援

- ・市職員が地区担当として、市民からの相談に直接対応する。継続対応が必要

な場合は委託センターや関係機関に適切に繋ぐ。

- ・センター定例会において、研修や意見交換を開催。委託包括センターが地域の課題を把握し、圏域に応じた地域包括支援のネットワークを構築できるよう支援する。【重点項目】

## (2) 権利擁護業務

### ア 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。つくば成年後見センターと連携して相談、広報、受任者調整、後見人支援を行い、本人や後見人等を支援する体制を整備する。
- ・成年後見制度や意思決定支援について、市民や関係機関に周知啓発の実施
- ・費用負担が困難な対象者に対して、申立ての審判請求費用助成や報酬助成の支援の実施
- ・成年後見制度の担い手の育成・活動を促進する。
- ・第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定

### イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市高齢者虐待対応マニュアルに基づいた支援の実施
- ・虐待の防止及び早期発見の体制整備を進める。関係機関、民生委員、専門職等に対して周知啓発の実施
- ・ケアマネジャー、養介護施設従事者等を対象にした権利擁護、高齢者虐待の研修会を開催
- ・つくば市虐待防止ネットワーク運営委員会の開催
- ・つくば市虐待防止ネットワーク実務者会議の開催

### ウ 消費者被害の防止

- ・消費生活センターと連携し、消費者被害の未然防止に努める。
- ・消費者被害の現状把握や包括センターの対応についての研修等の実施

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### ア 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・6圏域で圏域別ケア会議を実施する各センターの運営を支援する。  
(市内全圏域 計24回)
- ・事例提示を介護支援専門員のほか、リハビリ職、薬剤師等に依頼し、各圏域の地域課題抽出に向けた事例検討を実施していく。
- ・「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」の内容の更新と介護支援専門員への配布を行い、介護支援専門員が介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう支援する。

- ・地域ケア情報見える化サイト「ミルモネット」運用について、タイムリーな情報収集と配信を行い、介護支援専門員等の支援者が活用できるように支援する。
- イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ・つくばケアマネジャー連絡会を支援し連携を図る。
- ウ 日常的な個別指導・相談
- ・介護支援専門員に対する個別相談の対応、居宅サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導、相談対応を行う。
  - ・介護支援専門員の資質向上を図る観点から、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供を行う。
- エ 困難事例等への指導・助言
- ・介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

## 2 包括的支援事業（社会保障充実分）

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業【重点事業】

- ・在宅医療・介護連携推進協議会 2回開催
- ・在宅医療・介護連携推進協議会 実務部会（5部会） 10回開催

～ありたい姿の実現を目指して～

#### ア 希望の生き方を共に考える

- ・専門職向け研修会の開催
- ・在宅医療と介護の啓発講座の開催
- ・在宅医療介護の啓発映像配信
- ・つくば市の現状値や事業進捗の確認、評価
- ・わたしの生き方ノート（エンディングノート）の配布

#### イ 本人を第一に考えた多職種連携

- ・「連携タイム」「気を付けたいこと10」「退院前情報共有チェックシート」の活用促進
- ・わたしの大切な情報カードの活用推進
- ・専門職が連携に必要な社会資源等の情報把握
- ・在宅医療と介護のサービスマップ・介護保険情報誌ハートページの発行

#### ウ 専門職のスキルアップとやりがい

- ・在宅医療等に関する研修・意見交換の企画及び実施【重点項目】

#### エ 認知症になっても安心して暮らせる地域（他事業・協議体での重点事項）

#### オ 多様な生活の場の提供（高齢福祉課）

#### カ 相互に支え合う生活支援・介護予防（他事業・協議体での重点事項）

- キ 誰一人取り残さない
  - ・センターの相談体制の充実

## (2) 生活支援体制整備事業【重点事業】

### ア 第1層協議体会議【重点項目】

- ・第1層協議体（市全体レベル）で会議を開催し、地域ケア会議と連携しながら、地域課題に対する具体的な議論を展開し、発信・提案、政策形成や資源開発等につなげていく。

### イ 第2層協議体会議

- ・つくば市社会福祉協議会に委託し、市内7圏域に生活支援コーディネーターを配置し、「地域支えあい会議」を開催する。
- ・地域住民同士の話し合いの場から、取り組み事例を共有し、解決すべき地域課題を導き出し、住民主体の支えあい活動の創出を支援していく。
- ・地域資源やニーズを整理し、情報提供やマッチング、情報の可視化を促進していく。

## (3) 認知症総合支援事業

### ア 認知症初期集中支援事業

- ・認知症初期集中支援チームの運営
  - (ア) つくば市北部認知症初期集中支援チーム（委託先：とよさと病院認知症疾患医療センター）
  - (イ) つくば市南部認知症初期集中支援チーム（つくば市直営）

### イ 認知症サポーター等養成事業【重点事業】

- ・認知症サポーター養成講座の開催  
幅広い世代への認知症の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座をキャラバン・メイトと協力しながら実施する。特に小学生や中学生など若い世代への実施に力を入れていくため、学校関係者への認知症サポーター養成講座の周知を行う。  
認知症サポーターに地域での活動状況を知るためのアンケートを実施し、地域で活動を希望するサポーターと、今後取り組みたい活動について検討する機会を作っていく。
- ・認知症サポーターステップアップ講座の開催  
チームオレンジの設置を目指した認知症サポーターステップアップ講座を実施する。  
令和4年度から活動をしている、チームオレンジ（2か所）の活動確認や、フォローアップ研修を実施していく。
- ・つくば市キャラバン・メイト連絡会の運営支援

- ・認知症声かけ模擬訓練の実施（社会福祉協議会生活支援コーディネーターと連携）

#### ウ 認知症地域支援・ケア向上

- ・認知症地域支援推進員の配置【重点項目】  
認知症地域支援推進員との連携を強化しながら認知症施策に取り組む体制を構築する。
- ・本人ミーティング、家族ミーティングの支援
- ・認知症カフェの運営支援（7ヶ所）  
認知症カフェは、市民が参加しやすい体制にするため各生活圈域で1か所ずつの設置を目指す。（谷田部東圏域と谷田部東地区は令和5年度設置に向けて調整中）  
また、各認知症カフェの運営
- ・市民向け認知症ケアバスの配布
- ・認知症研修会の開催
- ・認知症お困りごとメール相談（とよさと病院が相談対応）

#### エ 認知症高齢者等見守り事業

- ・認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業、認知症支援メールの周知、拡大
- ・認知症高齢者等保護支援事業

### (4) 地域ケア会議推進事業【重点事業】

- ア つくば市地域ケア会議（市全体レベル） 5回開催【重点項目】
  - ・圏域別ケア会議の上部に存在する会議として位置づけし、圏域別ケア会議で抽出された課題について協議し、地域資源の開発や政策提言につなげる。
- イ 圏域別ケア会議 年間で24回開催（委託センターが実施）
  - ・6圏域で圏域別ケア会議を実施する各委託センターの運営を支援する。
  - ・個別ケースの検討で課題解決を重ね、評価検証を行うと共に、地域共通の要因を抽出し、地域づくりや新たな資源開発につなげる。
- ウ つくば市自立支援型個別ケア会議 隔月1回開催（市が実施）
  - ・要支援者等の生活行為の課題等を明確にし、課題の解決等を行うことで、状態の改善、自立支援、重度化予防及び生活の質の向上につなげる。
- エ クイックケア会議 随時開催（委託センターが実施）
  - ・委託地域包括支援センターが中心となり、早期検討が必要なケースを協議する。
- オ ピックアップケア会議 隔月1回開催（市が実施）
  - ・クイックケア会議では解決しない、在宅医療・介護連携、介護支援等のケース

を協議する

カ 地域課題評価会議 随時開催（市が実施）

- ・ケア会議から抽出された課題分類について、地域課題を整理し、事業への取り組みの方向性を考える評価会議を実施する

3 指定介護予防支援事業

- ・要支援認定者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整等を行う。

4 総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ・要支援者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く）及び日常生活支援総合事業対象者に対して、予防や生活支援サービス事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

イ 短期集中予防サービス「訪問型サービスC」（市が委託して実施）

・運動機能向上プログラム

生活機能低下が認められる者に対して短期的にリハビリ職によるリハビリを実施し、生活の質の維持と改善を目指す。

・低栄養改善・口腔機能向上プログラム

低栄養・口腔機能低下が認められる方に短期的に管理栄養士・歯科衛生士による訪問指導を実施し、栄養状態や口腔状態の改善を目指す。

- ・要支援認定者のほか、総合事業対象者の掘り起こしをすることで、事業を推進する。

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

- ・支援を要する高齢者を早期に把握する目的で、KDBシステムを活用し、状況把握を実施する。

【実施方法】

KDBシステムの健診データ等から、支援が必要な高齢者を把握し、訪問等による相談支援や介護予防事業へのつなぎ等を行う。

イ 介護予防普及啓発事業

(ア) フレイルサポート教室

介護予防に注目したフレイルサポート教室を実施する。支援1、2のサービス未利用者を対象とし、委託包括と協働して行う。年間計4クール（1クール3回）

(イ) 家族介護のための講座

介護準備や実際の介護方法などについてテーマ別講座を実施する。

(ウ) 小学生向けの高齢者理解講座

若年層（小学生）向けの高齢者への理解を深める講座を実施する。認知症サポーター養成講座とタイアップする。

ウ 地域介護予防活動支援事業

- ・継続して介護支援ボランティア制度（げんき応援ポイント）を実施する。ポイント対象となる活動及び活動場所を広げ、また活動内容の周知を定期的に行い、ボランティアを支援する。

エ つくば市地域リハビリテーション活動支援事業

- ・65歳以上の高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、居宅サービス及び施設サービス並びにサービス担当者会議及び住民主体の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する。

オ 傾聴ボランティア事業（おうち de 交流）【重点事業】

- ・令和5年度新規事業。独り暮らしや閉じこもりがちな高齢者宅へ、傾聴ボランティアが伺い、傾聴を通じた交流を行う。傾聴ボランティア養成講座の実施、マッチング作業後にボランティアの派遣、ボランティア交流会等の実施を行う。

5 高齢者等買物支援事業【重点事業】

- ・移動販売事業者に対し補助を行い、買物が困難な高齢者等を支援する。
- ・「つくばスーパーサイエンスシティ構想」における位置情報アプリとの連携し、利便性の向上に取り組む。

令和5年度(2023年度)

筑波地域包括支援センター  
事業計画

社会福祉法人 恵愛会

## 第1 筑波地域包括支援センター運営体制

【筑波地域包括支援センター職員配置状況】令和5年(2023年)4月1日時点

職 種	常勤専従	常勤兼務
社会福祉士	1	0
保健師	1	0
主任介護支援専門員	1	0
介護支援専門員	0	1
事務職	0	1
合計	3	2

## 第2 業務実施内容

### 1 包括的支援事業（筑波地域包括支援センター業務）

#### (1) 総合相談支援業務【重点項目】

##### ア 地域におけるネットワークの構築

- ・広報誌やかかわら版作成を継続します。ホームページでの公開や関係各所へ配布を行い、相談窓口として広報を行います。
- ・出張包括の開催や介護予防教室の開催を行い、地域住民や関係機関・関係者と連携を強化していきます。
- ・地域の社会資源の把握、活用、開発の支援を行います。
- ・民生委員や区長等、関係者と連携を強化し、チームワークで支援できるよう地域ケア会議等への参加を募ります。

##### イ 実態把握

- ・市と協働し、支援を必要とする地域住民を把握し対応します。

##### ウ 総合相談支援

- ・支援が必要な地域住民の方に対して迅速に対応、問題が速やかに解決に向かうよう支援を行います。
- ・職員がすべての相談の概略を把握し、主担当が不在時にも対応ができるように、細かな引継ぎ、簡潔な記録作成を行います。

#### (2) 権利擁護業務

##### ア 成年後見制度の利用促進

- ・制度利用が必要と思われる高齢者や家族に対し、制度説明を行い、つくば市成年後見センター等関係機関への紹介、連携により制度利用促進を図っていきます。
- ・成年後見制度のパンフレットやかかわら版等を活用し、地域住民やケアマネジャー等への啓発・周知、利用促進を図っていきます。

## イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市高齢者虐待防止マニュアルに基づき、速やかな状況把握、市との連携を図り、適切な対応を行ないます。
- ・つくば市虐待防止ネットワーク実務者会議、権利擁護研修会等への参加により、関係機関等とのネットワーク構築、連携強化、支援の質の向上に努めます。
- ・パンフレット等を活用し、地域的なネットワークの構築を図り、虐待防止、早期発見・早期対応に結び付けていきます。地域の警察とも連携し、情報収集、共有を行っていきます。

## ウ 消費者被害の防止

- ・消費生活センター等の情報、地域の警察や介護支援専門員等から得た地域の情報をパンフレットやかかわら版にて情報提供し、予防啓発を図ります。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### ア 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・圏域別ケア会議を開催し、地域住民や関係者の参加を募り、支援のネットワーク作りを目指します。
- ・介護支援専門員や関係者、民生委員や区長等と調整を行い、支援が円滑にできるよう包括的な支援体制を構築していきます。

### イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- ・情報の発信・共有を図ります。
- ・つくばケアマネジャー連絡会に参加、協力して連携を図ります。

### ウ 日常的な個別指導・相談

- ・介護支援専門員が日常的に相談しやすい雰囲気・体制を整えます。
- ・会議等開催の協力、関係者間の連携等支援を行います。

### エ 困難事例等への指導・助言

- ・市や関係機関、専門職等と連携し、情報収集、支援を行います。
- ・専門職種立場から指導・助言を行います。

## 2 包括的支援事業（社会保障充実分）

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業

- ・「連携タイム」「気を付けたい10ポイント」「退院前情報共有チェックリスト」「在宅医療と介護のサービスマップ」、「わたしの大切な情報カード」の利用促進等、医療職との連携を進めるため有効活用します。
- ・在宅医療・介護連携推進事業への協力
- ・在宅医療介護の啓発講座、動画配信や「わたしの生き方ノート」（エンディングノート）についての広報・配布を行います。
- ・「つくば北部事例検討会」への参加や茨城県提携施設等グループ化推進事業に協力します。

・つくば市地域包括支援課が開催する会議や研修会等に積極的に参加し、病院関係者（SW・退院調整看護師等）介護事業所、関係機関との連携に努めます。

## (2) 生活支援体制整備事業

- ・第1層協議体会議・第2層協議体会議に参加し、市としての課題を把握するとともに、生活支援コーディネーターを中心として住民と協力し合い地域支えあい会議を促進します。
- ・第3層協議体会議（小田地区いきいき会議）に参加し、地域住民・生活支援コーディネーターと連携していきます。地域で安心して生活し地域づくりをしていくため見守り部会立ち上げに協力します。

## (3) 認知症総合支援事業

- ・認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めるため、認知症サポーター養成講座、キャラバンメイト連絡会、認知症カフェに参加、協力します。筑波圏域で活躍できる認知症サポーターを5名以上増やすよう努めます。
- ・総合相談からの早期発見、つくば市北部認知症初期集中支援チームや地域医療機関と連携することで、早期対応に努めます。
- ・認知症疾患医療センター医療連携推進会議に参加し、認知症医療の現状理解と最新情報取得、各機関との連携に努めます。
- ・認知症地域支援推進員を配置し、市の認知症施策に取り組み、若年層からの認知症啓発活動に協力します。
- ・筑波圏域ケア会議の地域課題から抽出された問題を解決するため、認知症介護については、「困ったとき誰もが簡単に利用できるサービス」を目指し、訪問時、出張相談会、地域イベント等住民参加の機会を通じ、地域での認知症を支えるキャラバンメイトや、オレンジカフェの広報、新認知症ケアパス配布や、SOSネットワーク事業の普及促進に努めます。

## (4) 地域ケア会議推進事業【重点項目】

- ・つくば市地域ケア会議に参加協力し、地域課題や政策を共有するとともに、住民の相互の助け合いの元、課題の解決ができるよう協力します。
- ・筑波圏域ケア会議を開催し、地域課題の発見と社会資源に繋げることで、個別課題解決と地域ネットワーク強化を図ります。
- ・インフォーマルサービスの強化や地域のネットワークづくり強化の為、筑波圏域ケア会議へ区長・民生委員等の地域住民の参加を促します。
- ・地域で問題となる困難事例について課題分析を積み重ねることで地域共通の課題を明確化し、地域支援ネットワークの構築に努めます。
- ・個別支援のネットワーク構築強化と地域課題抽出に繋げるためクイック会議を開催します。
- ・自立支援及び生活の質の向上を目的とした自立支援型個別ケア会議に参加します。

### 3 総合事業

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

##### ア 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ・要支援者及び日常生活支援総合事業対象者に対して、予防や生活支援サービス事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう委託した居宅介護支援事業所と連携し支援にあたります。

##### イ 短期集中予防サービス「訪問型サービスC」（市が委託して実施）

- ・市独自サービスである、運動機能向上プログラムや低栄養改善・口腔機能向上プログラムをわかりやすく説明し、利用しやすい体制を整え、生活の維持・改善が出来るよう支援します。

#### (2) 一般介護予防事業

##### ア 介護予防把握事業

- ・市が行っている KDB システムを活用した訪問に協力します。
- ・継続した訪問が必要な場合には対応し、支援に繋がっていきます。

##### イ 介護予防普及啓発事業

- ・フレイル予防のための「フレイルサポート教室」の開催や健康づくり教室等を広報し、認知症予防や身体機能低下予防に繋がっていきます。

### 4 指定介護予防支援事業

- ・要支援認定者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整等を行います。

令和5年度(2023年度)

大穂豊里地域包括支援センター  
事業計画

医療法人社団 筑波記念会

## 第1 地域包括支援センター運営体制

【令和5年(2023年)年4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで】

大穂豊里地域包括支援センター（委託）

【大穂豊里地域包括支援センター職員配置状況】 令和5年(2023年)4月1日時点

職 種	職員
社会福祉士	2(常勤1、兼務1)
保健師	1
主任介護支援専門員	1
合計	4

※社会福祉士1名は常勤換算0.2（母体法人と兼務）

【令和5年度(2023年度)担当圏域】

地域包括支援センター名称	担当圏域（中学校区）
大穂豊里地域包括支援センター（委託）	大穂、豊里

【参考】日常生活圏域別 高齢化率 ※令和5年(2023年)4月1日現在

日常生活圏域	高齢者人数(人)	高齢化率(%)	認定者数(人)	認定率(%)
大穂地区	4,362	21.84	780	17.88
豊里地区	4,047	24.99	713	17.62
大穂地区+豊里地	8,409	23.37	1,493	17.75
市全体	48,460	19.21	7,895	16.29

## 第2 業務実施内容

### 1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

#### (1) 総合相談支援業務

##### ア 地域におけるネットワークの構築

- ・地域包括支援センター（以下、センター）の広報活動の実施  
「大穂豊里地域包括支援センターだより」の定期発行、周知活動の継続
- ・大穂豊里圏域ケア会議を活用した地域の関係者、関係機関との連携強化

- ・地域の社会資源の把握と活用  
「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」、「ハートページ」、「在宅医療と介護のサービスマップ」を活用し地域の関係機関との共有、また相談等で地域のインフォーマルな機能を把握し連携できるよう関係構築を図ります。

#### イ 実態把握

- ・日々の相談等を通じて、関係機関や介護支援専門員をはじめ、民生委員等地域の関係者と協働して必要な実態把握を行います。
- ・つくば市地域包括支援課で把握した KDB システムに基づく実態把握(お元気訪問)に調査協力し、重度化防止や必要な支援へ繋がります。

#### ウ 総合相談支援 【重点項目】

- ・個々の相談に丁寧に対応し、迅速かつ専門性の高い対応ができるよう配慮して総合相談支援を行います。
- ・つくば市地域包括支援課の地区担当職員とケース共有をしていき、圏域の課題共有、相談支援の協働をしていきます。
- ・地域包括支援センター定例会に参加し、他の地域包括支援センターとの情報や課題共有、事業の現況評価を行います。各地域包括支援センターでの情報交換を通して、地域づくりや課題解決に取り組みます。

### (2) 権利擁護業務

#### ア 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度のパンフレット等を活用し、住民への啓発と利用促進に努めます。
- ・制度の活用が必要と思われる高齢者や親族等に対し、制度の説明をし、成年後見センターの紹介を行い、成年後見センターやつくば市との連携を図ります。

#### イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市高齢者虐待防止マニュアルに基づいた対応を行います。
- ・つくば市地域包括支援課が作成するポスターの掲示やパンフレット、「大穂豊里地域包括支援センターだより」を活用し、住民や地域の介護支援専門員等に対し虐待の早期発見と予防を図ります。
- ・市が主催する権利擁護研修会や虐待防止ネットワーク実務者会議等に参加し、質の向上や関係者とのネットワーク作りに努めます。

#### ウ 消費者被害の防止

- ・研修の参加等で職員の知識を高め、また「ひばりくん防犯メール」や国民生活センターの情報に留意して、消費者被害の防止を図ります。
- ・「大穂豊里地域包括支援センターだより」で情報発信し予防啓発を図ります。
- ・被害が疑われる事例を発見した際には、消費生活センター等との連携、ケアマネジャー連絡会への情報発信等を行い被害拡大防止や問題解決を図ります。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### ア 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・大穂豊里圏域ケア会議を年4回、必要時にクイック会議を積極的に開催し、各専門職の地域包括ケアシステムの構築や地域課題の解決に向けて協働します。
- ・大穂豊里圏域内の医療・保健・福祉サービスについて、専門医療機関や施設との情報共有や連携を強化し、介護支援専門員が行う利用者支援に活かせるよう支援します。
- ・「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」の活用について、地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員へ普及啓発を図ります。

#### イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- ・つくばケアマネジャー連絡会に参加協力するとともに、積極的に参画していきます。
- ・介護支援専門員への情報発信を積極的に行い、日頃の情報共有や災害時などの協力体制など、地域の介護支援専門員との連携体制をつくる。

#### ウ 日常的な個別指導・相談

- ・介護支援専門員に対する支援：居宅サービス計画作成及びサービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別相談対応を行います。
- ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員との関係を良好に保ち、要支援者の対応や職域での課題を共有し解決に向けて協働していきます。

#### エ 困難事例等への指導・助言

- ・介護支援専門員が抱えている支援困難事例の相談に対し、センター内で協議を十分に行い対応方法を助言していきます。

## 2 包括的支援事業（社会保障充実分）

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業

- ・つくば市地域包括支援課が主催する会議や研修会、講演会等に参加し、連携の強化に努めます。
- ・医療機関への積極的な働きかけを実施し、医療と介護の連携の推進を図ります。

### (2) 生活支援体制整備事業

- ・第1層協議体会議、第2層協議体会議、第3層協議体会議に参加協力し、地域の一員として、また生活支援コーディネーターと連携しながら事業の促進を図ります。

### (3) 認知症総合支援事業【重点項目】

- ・認知症サポーター養成講座の開催への協力、認知症ケアパスの普及や認知症初期集中支援チームとの連携等を通して事業推進を図ります。
- ・オレンジカフェを開催(年12回)し、認知症の予防や知識の普及に努め、地域の高齢者の新たな居場所として周知を図ります。
- ・認知症地域支援推進員の配置により、つくば市と連携を図りながら認知症施策の取組みに参画します。

### (4) 地域ケア会議推進事業

#### ア つくば市地域ケア会議

- ・つくば市地域包括支援課が主催するつくば市地域ケア会議に参加協力します。

#### イ 大穂豊里圏域ケア会議 年4回開催

- ・大穂豊里圏域ケア会議を年4回開催し、地域課題の発見・課題解決に努めます。
- ・必要に応じてクイック会議を開催し、ピックアップ会議に積極的に参加します。

#### ウ つくば市自立支援型個別ケア会議

- ・つくば市地域包括支援課が主催する会議に出席し、要支援認定者の課題検討を行い、自立支援・重度化予防及び高齢者の生活の質の向上につなげることができるよう必要な援助を行います。

## 3 総合事業

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

#### ア 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

- ・要支援者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く)及び日常生活支援総合事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境等に応じて、高齢者本人の選択に基づき、介護予防や生活支援サービス事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

#### イ 短期集中予防サービス「訪問型サービスC」

- ・運動機能向上プログラム、低栄養改善・口腔機能向上プログラムの活用推進を図ります。

### (2) 一般介護予防事業【重点項目】

#### ア 介護予防把握事業

- ・大穂豊里圏域内のKDBシステムから抽出された健診未受診者、介護保険未利用者及び期限切れ者、低栄養・オーラルフレイル該当者、介護保険非該当者の実態把握調査訪問(お元気訪問)で把握し、健康の維持・増進を図り介護予防に資する支援を行います。

#### イ 一般介護予防事業

- ・「フレイルサポート教室」に参加協力し、介護予防に資する支援を行います。
- ・総合相談の内容に応じて、介護予防教室等への参加を促します。
- ・地域住民の要望を把握し、出前講座の開催など介護予防に通じる活動に参画します。

#### 4 指定介護予防支援事業

- ・介護保険における予防給付の対象となる要支援認定者及び基本チェックリストによる事業対象者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状態、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、必要な援助や関係機関との連絡調整を行います。

令和5年度(2023年度)

桜地域包括支援センター  
事業計画

医療法人社団 桜水会

桜圏域住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、住民が住み慣れた地域で暮らせるような支援を行います。そのため、以下の第1の運営体制のもと、第2の業務内容を実施していきます。

## 第1 運営体制

### 【センター概要】

名称：桜地域包括支援センター  
所在地：つくば市大角豆 1806-3

### 【職員配置】

令和5年4月15日時点

職種	専従	兼務
社会福祉士	2	0
保健師（または看護師）	2	0
主任介護支援専門員	1	0
合計	5	0

### 【令和5年度（2023年度）担当圏域】

桜中学校・竹園東中学校・並木中学校・吾妻中学校の各中学校区

### 【参考】住民基本台帳 ※令和5年(2023年)4月1日現在

日常生活圏域	高齢者人数(人)	高齢化率(%)	認定者数(人)	認定率(%)
桜地区	8,473	14.81	1,278	15.08
市全体	48,460	19.21	7,895	16.29

※圏域の特性：高齢化率が6圏域中5番目であり、一見低く見えますが、若年層が多い中心部と高齢者層が多い周辺部の地域での発展衰退格差が大きな課題となっています。

## 第2 業務実施内容

### 1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

#### (1) 総合相談支援業務

##### ア 地域におけるネットワークの構築

- ・日常の相談業務を行う中でチラシの配布などを通して、センターの広報活動を実施していきます。【重点項目】

- ・圏域別ケア会議を活用した地域の関係者、関係機関との連携を強化していきます。
- ・地域の社会資源について把握し、支援活動の中で活用に努めます。

#### イ 実態把握

- ・日常の相談や民生委員等地域の関係者との連携の中から、支援を必要とする高齢者の把握及び支援を行います。
- ・つくば市地域包括支援課から依頼があった KDB システムに基づく実態把握や支援を必要とする高齢者を把握し、支援を行います。

#### ウ 総合相談支援

- ・センター内の 3 専門職の専門性を活かし、情報共有ながら、地域住民からの相談に対応し、対応が困難な場合は、市や関係機関と連携し対応します。
- ・地域包括支援センターの定例会に参加し、桜圏域に応じた地域包括支援のネットワーク構築を図ります。
- ・地域包括支援センター定例会や家族介護者支援、ひきこもり、生活困窮、入退院支援、成年後見、障害福祉、虐待等の各種勉強会への参加を通して、知識を習得し、重層的課題を持つ地域住民への総合相談に対応します。【重点項目】

### (2) 権利擁護業務

#### ア 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、成年後見制度のパンフレットを活用し、市やつくば成年後見センターと連携して、意思決定支援に努めます。
- ・成年後見制度のパンフレット等を活用し、地域住民への啓発に努めます。

#### イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市高齢者虐待対応マニュアルに基づいた対応を行います。
- ・市と連携し、パンフレット等を活用しての啓発活動の実施及び虐待の防止及び早期発見に努めます。
- ・つくば市虐待防止ネットワーク実務者会議等に参加し、関係機関と連携を図りネットワーク作りに努めます。

#### ウ 消費者被害の防止

- ・パンフレット等を活用し、地域住民への情報提供や消費者被害の予防・啓発を行います。
- ・消費生活センターと市と連携し、消費者被害の未然防止と問題解決を図ります。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### ア 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・桜圏域ケア会議の開催をとおして、介護支援専門員と地域の関係機関との連携を支援します。
- ・桜圏域ケア会議の事例提示を介護支援専門員の他、リハビリ職、薬剤師等に依頼し、桜圏域の地域課題抽出に向けた事例検討を実施します。
- ・「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」等を活用し、介護支援専門員が介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう支援します。

#### イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- ・つくばケアマネジャー連絡会、つくば市主任介護支援専門員連絡会に参加し、介護支援専門員との連携を図ります。

#### ウ 日常的な個別指導・相談

- ・介護支援専門員に対する個別相談の対応、居宅サービス計画の作成およびサービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの相談、支援を行います。
- ・介護支援専門員の資質向上を図る観点から、制度や施策等に関する情報提供を行います。

#### エ 困難事例等への指導・助言

- ・介護支援専門員が抱える困難事例について、関係機関等と連携し、支援方針を検討し、指導助言等を行います。【重点項目】

## 2 包括的支援事業（社会保障充実分）

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業

- ・在宅医療等に関する研修や意見交換に参加し、医療や介護との連携を図ります。
- ・「連携タイム」「気を付けたい10ポイント」「退院前情報共有チェックリスト」等の活用を促進します。
- ・専門職が連携に必要な社会資源等の情報把握に努めます。

### (2) 生活支援体制整備事業

- ・第1層協議体会議、第2層協議体会議に参加し、生活支援コーディネーターと連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。
- ・把握した地域資源やニーズを整理し、情報提供やマッチング、地域住民主体の支えあい活動の支援を行います。

### (3) 認知症総合支援事業

- ・つくば市キャラバン・メイト連絡会、認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座等の開催に参加、協力していきます。
- ・認知症カフェの周知を行います。
- ・認知症初期集中支援チームと連携し、対象者を必要な医療や介護へ繋げられるよう支援していきます。
- ・市民向け認知症ケアパス、認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業、認知症支援メールの普及啓発を行います。
- ・認知症地域支援推進員を配置し、つくば市と連携しながら、認知症施策に取り組んでいきます。

### (4) 地域ケア会議推進事業

- ・つくば市地域ケア会議に参加、協力していきます。
- ・桜圏域ケア会議を市の協力のもとに開催し、関係機関と連携し、地域課題の把握に努めます。
- ・つくば市自立支援型個別ケア会議に出席し、要支援者等の生活行為の課題等を明確にし、課題の解決を行うことにより、状態の改善に導き、自立支援、重度化予防及び高齢者等の生活の質の向上につながるよう支援していきます。
- ・ケアマネジャー、地域住民、対象者本人及び家族等からの要望に応じ、早期検討が必要なケースについては迅速にクイック会議を随時開催し、対応方法を協議していきます。【重点項目】
- ・クイック会議では解決が困難な在宅医療・介護連携、介護支援などのケースについては、ピックアップ会議等で市と協働して対応方法を検討していきます。
- ・地域課題評価会議に出席し、地域課題を整理し、事業への取り組み方向性を考えていきます。

## 3 指定介護予防支援事業

- ・要支援認定者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画の作成及び、指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう関係機関との連絡調整等を行います。

## 4 総合事業

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

#### ア 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ・要支援者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護

予防支援を受けている者を除く）及び日常生活支援総合事業対象者に対して、予防や生活支援サービス事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

イ 短期集中予防サービス「訪問型サービスC」

・運動機能向上プログラムや低栄養改善、口腔機能向上プログラムが必要な方への周知、利用の推奨を行います。

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

・つくば市のKDB訪問などに協力し、閉じこもりや認知症が疑われる方等、何らかの支援を要する高齢者を把握し、相談・支援及び必要なサービス利用へ繋げていきます。

イ 介護予防普及啓発事業

・相談内容に応じ、「フレイルサポート教室」や「家族介護のための講座」などの一般介護予防事業の周知および参加を促します。  
・フレイルサポート教室に見学または参加し、来年度以降に市と協働し開催できるよう準備していきます。  
・民生委員や地域住民等から話を聞き、地域の課題やニーズを調査した上で、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、一般介護予防事業の各事業を統合した、集いの場を桜圏域内にて開催できるよう努めます。

ウ 地域介護予防活動支援事業

・介護支援ボランティア制度（げんき応援ポイント）の活動内容の周知を行っていきます。

エ つくば市地域リハビリテーション活動支援事業

・65歳以上の方の能力を評価し改善の可能性などを助言する等、居宅サービス及び施設サービス並びにサービス担当者会議及び住民主体の通いの場等の介護予防の取り組みの周知をし、利用希望者に対してはサービス利用に繋げていきます。

オ 傾聴ボランティア事業

・市と協働して、傾聴ボランティア事業の周知活動を行っていきます。

令和5年度(2023年度)

谷田部東地域包括支援センター  
事業計画

## 第1 地域包括支援センター運営体制

### 【センター概要】

名称：谷田部東地域包括支援センター

受託法人：医療法人社団みなみつくば會

住所：つくば市手代木1932 サンシャインつくばリゾート内

### 【職員配置】令和5年(2023年)4月1日時点

職種	職員	備考
社会福祉士	0	欠員
保健師	2	
主任介護支援専門員	1	センター長兼務
介護支援専門員	0	4/20～1名入職(0.5人)
合計	3	

※3職種は常勤専従、介護支援専門員は非常勤

### 【令和5年度(2023年度)担当圏域】

手代木中学校、春日学園義務教育学校、谷田部東中学校、学園の森義務教育学校の各中学校区域

### 【参考】日常生活圏域別 高齢化率

谷田部東地区	高齢者人数(人)	高齢化率(%)	認定者数(人)	認定率(%)
R5.4.1現在	8,494	12.30	1215	14.30
参考) R4.3.31	8,130	12.04	1,155	14.21

## 第2 業務実施内容

### 1 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

#### (1) 総合相談支援業務

##### ア 地域におけるネットワークの構築【重点項目】

- ・地域包括支援センター周知広報の実施(相談者や関係機関へチラシ配布、ホームページ更新、高齢者が集まる場所での案内など)
- ・地域の関係者、関係機関との連携強化
- ・地域の社会資源の把握と活用  
市発行のパンフレットおよびセンターによる情報収集と整理

##### イ 実態把握

- ・市より提供の名簿による訪問(主に保健師が対応)

- ・民生委員等地域の関係者と連携し、支援が必要な方の対応を実施する。
- ・自宅訪問を基本として実生活の把握を行う。
- ・ふれあいサロン等に出向き顔の見える関係を作ることで、相談しやすい環境を作りを行う。

#### ウ 総合相談支援

- ・電話、メール、訪問、来所の様々な形態で相談対応を行う。相談者の都合によって土日も対応できるよう勤務調整を行う。
- ・土日、夜間は併設施設と協力し24時間相談対応ができる体制を維持する。
- ・祝日は通常通り窓口を開設し、相談対応の機会の確保を図る。
- ・市関係部署（生活保護、障害、子育て、男女共同など）への積極的な相談と連携体制の構築を進める。
- ・日常的に市にケースの相談・共有を行い支援の方向性を協議し、主に担当する職員が不在の場合でも対応できるようにする。
- ・センター定例会や各種研修等で支援に必要な様々な知識の習得を継続し、ネットワーク構築を図りながら、それらを活用した支援ができるようにする。併せて各職種に応じた知識・技術の向上をはかり、職種特性を活用した相談支援ができるようにする。【重点項目】

### (2) 権利擁護業務

#### ア 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の利用が必要と判断される方やその家族に対し、制度の情報を提供する。必要に応じ、市・つくば成年後見センター、近隣で後見業務を実践している専門職等と連携し制度利用の支援を行う。親族による申立てを行う場合、必要に応じ情報シート作成などの支援も提供する。
- ・成年後見制度や意思決定支援について、家族や介護支援専門員に対し周知啓発を行う。
- ・対応力向上のための研修参加。

#### イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市高齢者虐待対応マニュアルに基づいた支援の実施
- ・虐待の防止及び早期発見の体制整備を進める。関係機関、民生委員、専門職等に対して周知啓発の実施
- ・虐待が疑われるまたは虐待と判断される事例については、早急に解消が図られるよう市担当課や関係課への働きかけを行うとともに、必要な支援調整を実施する。【重点項目】
- ・被虐待者に関する代弁機能を発揮しながら、養護者の理解を求めるとともに適切な支援を実施する。
- ・対応力向上のための研修参加。

#### ウ 消費者被害の防止

- ・消費者被害の現状把握や資料等設置による啓発活動の実施。
- ・消費生活センターと連携し、消費者被害の未然防止を図るとともに発生時の早期対応を実施する。
- ・日常の相談対応の中で、被害や疑わしい事例の把握を実施する。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### ア 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・圏域別ケア会議（年4回）、ピックアップケア会議への事例提示と随時参加。事例提示者および会議参加者の拡大を図り、広い視点で課題解決策を探る。
- ・クイック会議は必要時に随時開催する。助言を得られる専門職の拡大を目指す。
- ・市発行のパンフレット以外にも社会資源情報の収集・整理を継続し、介護支援専門員などの専門職が地域の様々な社会資源を活用できるよう支援する。
- ・地域住民による支えあい活動やイベントの情報も収集し、随時提供できるようにする。
- ・医療機関や障害事業所、各種相談支援機関等とのネットワーク拡大に努め、重層的課題を抱える方の支援を的確に実施する。

#### イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- ・つくば市ケアマネジャー連絡会および役員会に参加し、介護支援専門員として必要な情報や知識・技術を確保するとともに、発信共有を図る。
- ・介護支援専門員同士のネットワーク形成に努める。

#### ウ 日常的な個別指導・相談

- ・介護支援専門員に積極的に声をかけ、不安や要望などを相談しやすい関係づくりを継続する。
- ・介護支援専門員に対し、同行訪問やサービス担当者会議等の開催支援、居宅サービス計画作成の助言指導など、専門的な見地から個別相談対応を行う。
- ・介護支援専門員の資質向上を図るため、制度や施策等に関する情報提供を行う。

#### エ 困難事例等への指導・助言

- ・介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針をともに考え、状況に応じてカンファレンス等の開催を支援する。
- ・家族支援が必要、重複課題を抱える事例など重層的支援が必要なケースに関し、高齢分野に限らない支援関係者を含めたカンファレンス等や役割分担を行い課題解決を図る。

## 2 包括的支援事業（社会保障充実分）

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業

- ・医療機関や介護事業所等からの相談を受け付け、必要に応じた支援を行う。

- ・入退院時や外来受診時にMSW等と連携し、アセスメント共有や介護保険申請・入所支援、その他の社会資源の導入支援などを行う。
- ・市などが開催する会議や研修に参加し、支援に必要な知識の習得を行う。
- ・地域住民が集まる場へ出向いた際に、在宅医療や介護に関する情報を提供する。

## (2) 生活支援体制整備事業

### ア 第1層協議体会議

- ・第1層協議体に参加し、市全域の生活課題を把握する。不足する生活支援サービスについて地域住民の意見聴取等の実態把握に協力するとともに、支援体制の整備に協力する。
- ・移動支援タスクフォースに参加し、地域住民に向けた活動啓発に協力する。

### イ 第2層協議体会議

- ・生活支援コーディネーターと連携し「地域支えあい会議」等に参加する。
- ・地域住民同士の話し合いの場に参加し地域課題を把握するとともに、住民主体の支えあい活動の創出にセンターとして協力できることを探り支援する。
- ・既存の住民主体の支えあい活動を把握し、訪問等を行う。

## (3) 認知症総合支援事業

### ・認知症サポーター等養成事業

幅広い世代への認知症の理解を深めるため、圏域内の団体等に実施を呼びかけ講座を開催する。

### ・認知症サポーターステップアップ講座の開催支援

認知症サポーターステップアップ講座の開催に協力し、チームオレンジの結成を支援する。

### ・つくば市キャラバン・メイト連絡会の参加と運営支援

### ・認知症声かけ模擬訓練の実施

### ・認知症カフェきずなの運営支援

### ・圏域内に新規認知症カフェ開設（1か所）【重点項目】

### ・認知症初期集中支援チームの活用と協働

### ・認知症地域支援推進員による活動実践【重点項目】

市内の若年性認知症の方を対象とした本人ミーティング、家族ピアミーティングの開催

認知症疾患医療センター等関係機関との連携による事業支援

認知症高齢者等SOSネットワーク事業、認知症支援メールの周知、拡大

### ・認知症の本人が活動できる場所の創出

#### (4) 地域ケア会議推進事業

##### ア つくば市地域ケア会議

つくば市地域ケア会議に参加し、市全域で抱える生活課題を把握するとともに、地域資源の開発に協力する。

##### イ 圏域別ケア会議

- ・圏域別ケア会議を年間4回開催する。
- ・個別ケースの課題解決方法を多職種協働で探る。
- ・ケース検討を通じて地域に共通する課題を抽出し、地域づくりや新たな資源開発につなげる。

##### ウ つくば市自立支援型個別ケア会議 対象者がいる場合に随時参加

- ・要支援者等の生活行為の課題等を明確にし、課題の解決の方法を介護支援専門員と共に検討する。これにより、状態の改善・自立支援・重度化予防及び生活の質の向上につなげる。

##### エ クイックケア会議

- ・必要が生じた際に随時開催する

##### オ ピックアップケア会議

- ・エで解決が困難な事例は、より多くの専門職による助言を得て解決を図る

##### カ 地域課題評価会議

- ・ケア会議等から抽出された課題について、原因や現状の把握を行うとともに解決に向けた対策を市と協働して行う。

### 3 総合事業

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

##### 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ・要支援および事業対象者認定者に対し、予防や生活支援サービス等が適切に提供されるよう介護支援専門員と連携して必要な援助を行う。
- ・支援内容の調整に当たっては、短期集中予防サービス「訪問型サービスC」の利用可能性を十分に検討する。
- ・ケアマネジャー調整が困難な方へのフォローおよび対策の検討

#### (2) 一般介護予防事業

##### ア 介護予防把握事業

- ・市で把握した対象者に対し、訪問等による相談支援や介護予防事業への橋渡し、継続的なモニタリングを行う。

##### イ 介護予防普及啓発事業

- ・市主催の教室に協力し、開催の支援をする。併せて、開催に必要な手法を学び、来年度以降にセンターで企画運営ができるようにする。

##### ウ その他市事業の紹介や利用支援を行う

#### 4 指定介護予防支援事業

- ・要支援認定者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整等を行う。
- ・ケアマネジャー調整が困難な方へのフォローおよび対策の検討

令和5年度（2023年度）

谷田部西地域包括支援センター

事業計画

社会福祉法人 筑南会

## 第1 地域包括支援センター運営体制

【令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで】

【谷田部西地域包括支援センター職員配置状況】令和5年(2023年)4月1日時点

職 種	常勤専従	非常勤専従
社会福祉士	1	1
主任介護支援専門員	1	0
保健師（または看護師）	1	0

【令和5年度(2023年度)担当圏域】

谷田部西圏域（谷田部中学校区、高山中学校区、みどりの学園義務教育学校区）

【参考】谷田部西圏域の高齢者の概況（令和5年(2023年)4月1日現在）

日常生活圏域	高齢者人口	高齢化率	認定者数	認定率
谷田部西圏域	7,961人	15.89%	1,350人	16.96%
つくば市	48,460人	19.21%	7,895人	16.29%

谷田部西圏域の地域住民を対象として、心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を包括的に行い、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、職員の力量の向上に努め、また市の指導・支援を受けながら事業を実施する。

圏域の特性として、歴史ある商業・農業等を中心とした地区や複数の団地やつくばTXみどりの駅、万博記念公園駅周辺の開発地区等それぞれの地区の特徴がみられる。子育て世代の移住人口が増えている一方で、世代間交流が希薄になっている。高齢者の生活実態が変化し、その中で支援の必要性のある高齢者が増加することが考えられる。

## 第2 業務実施内容

### 1 包括的支援事業（谷田部西地域包括支援センターの運営）

#### (1) 総合相談支援業務

##### ア 地域におけるネットワークの構築【重点項目】

- ・日常の相談業務でのセンター独自のチラシ配布、民生委員児童委員連絡協議会等への参加、地域の関係機関への訪問等、積極的に広報活動を行い、谷田部西地域包括支援センター（以下、センター）の周知に努める。

- ・谷田部西圏域ケア会議での事例検討を通して、地域の関係者、関係機関と連携を図る。
- ・地域の社会資源の情報把握に努め、市作成の資料を職員間で共有し、適切な情報提供を行う。

#### イ 実態把握

- ・市から依頼のあった国保データベース（KDB）システムに基づく実態把握や支援を必要とする高齢者の把握及び支援を行う。
- ・日々の相談活動、関係機関、地域の関係者等と協働して、新たな対象者を含め必要な実態把握を行う。

#### ウ 総合相談支援【重点項目】

- ・3職種の専門性を活かし、迅速・適切な対応ができるよう配慮して総合相談支援を行う。
- ・市の関係課と連携体制を構築する。
- ・市とケース共有会議を行うことで圏域の課題等共有する。
- ・総合相談の実践力向上に努める。

### (2) 権利擁護業務

#### ア 成年後見制度の利用促進

- ・事業所内にパンフレットを置き、地域住民に啓発・利用促進に努める。相談活動において利用の必要があると考えられる地域住民またはその親族等に対して、パンフレットを活用し説明を行い、つくば成年後見センター等関係機関と連携を図る。

#### イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市高齢者虐待防止マニュアルに基づき、速やかに状況把握を行い、市と連携を図り、適切な対応を行う。
- ・市の作成するポスターの掲示、パンフレットの活用等により、啓発を行い、予防や早期発見につなげる。
- ・つくば市虐待防止ネットワーク実務者会議、権利擁護研修会へ参加し、対応業務の質の向上や関係機関等との連携強化を行う。

#### ウ 消費者被害の防止

- ・ 国民生活センターの情報などに留意して、消費者被害の予防に努める。
- ・ 地域の関係者等からの情報収集に努め、被害が疑われる事例を発見した場合には消費者生活センターと連携して問題解決を図る。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### ア 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ・ 谷田部西圏域ケア会議を開催し、その中で介護支援専門員、地域の関係機関との連携を図る。
- ・ 介護支援専門員が介護保険サービス以外のインフォーマルな社会資源を活用できるように情報の把握・提供に努める。

#### イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- ・ つくばケアマネジャー連絡会に参加協力をし、連携を図る。

#### ウ 日常的な個別指導・相談

- ・ 介護支援専門員に対して個別相談の対応や、居宅サービス計画作成、ケアマネジメント過程における課題等の相談助言等の支援を行う。

#### エ 困難事例等の相談・助言

- ・ 支援困難事例について、各専門職や関係機関等と連携して具体的な支援方針を検討し、介護支援専門員に助言し、ケースにより協働して対応する。

## 2 包括的支援事業（社会保障充実分）

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業への協力

- ・ 地域住民、地域の医療、介護関係者から相談を受けつけ、連携の調整や社会資源の紹介を行う。
- ・ 市が作成する「ハートページ」、「在宅医療と介護のサービスマップ」「高齢者地域包括ケアのためのミニ知識 2022」「多職種連携のためのツール」「わたしの生き方ノート（エンディングノート）」等を有効に活用する。
- ・ 市が主催する会議や研修会、講演会等に参加し、連携の強化に努める。

## (2) 生活支援体制整備事業への協力

- ・生活支援体制整備事業関連の会議に参加協力する。また、生活支援コーディネーターとの連携・協力を努める。

## (3) 認知症総合支援事業への協力

- ・認知症サポーター養成講座の開催協力、キャラバンメイト連絡会への参加、認知症カフェへの参加協力を行う。
- ・認知症ケアパスの普及や認知症初期集中支援チームと連携して早期発見、早期治療が行えるように協力して支援する。
- ・認知症地域支援推進員を配置し、市、委託センターと連携を強化して認知症施策に取り組む体制を構築する。

## (4) 地域ケア会議推進事業への協力

### ア つくば市地域ケア会議

- ・市が主催するつくば市地域ケア会議に参加協力する。

### イ 谷田部西圏域別ケア会議

- ・市の支援のもと、3か月ごとに開催し、介護支援専門員、関係機関等とのネットワークの構築を図ります。また、地域課題の発見、課題解決に取り組む。

### ウ 自立支援型個別ケア会議

- ・つくば市自立支援型ケア会議に圏域の対象者がいる場合、随時参加し、要支援者等の生活行為等を明確にし、状態改善・自立支援・重度化予防及び生活の質の向上につながるよう支援する。

## 3 総合事業

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業への協力

#### ア 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）

要支援者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く）及び日常生活支援総合事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境等に応じて、高齢者本人の選択に基づき、介護予防や生活支援サービス事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

### (2) 一般介護予防支援事業等への協力

## ア 介護予防把握事業

市で国保データベース（KDB）システム等から抽出した谷田部西圏域内の支援が必要な高齢者を把握し、市と連携しながら訪問等による相談支援や介護予防事業へのつなぎ等を行う。

## イ 一般介護予防事業【重点項目】

- ・総合相談の内容に応じて、介護予防についての普及啓発に努める。
- ・地域住民の要望を把握し、介護予防の普及啓発に資する出前講座を実施する。

## 4 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となるよう要支援認定者及び基本チェックリストによる事業対象者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状態、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整を行います。

令和 5 年度（2023 年度）  
荃崎地域包括支援センター  
事業計画

## 第1 地域包括支援センター運営体制

【令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで】

荃崎地域包括支援センター（委託）

【荃崎地域包括支援センター職員配置状況】 令和5年(2023年)4月1日時点

職 種	職 員
社会福祉士	2
経験のある看護師	1
主任介護支援専門員	1
介護支援専門員	1
合計	5

【令和5年度(2023年度)担当圏域】

地域包括支援センター名称	担当圏域（中学校区）
荃崎地域包括支援センター（委託）	荃崎中、高崎中

【参考】日常生活圏域別 高齢化率 ※令和5年(2023年)4月1日現在

日常生活圏域	総人数 (人)	高齢者人数 (人)	高齢化率 (%)	認定者数 (人)	認定率 (%)
荃崎地区	22,896	8,730	38.13	1,236	14.16
市全体	252,286	48,460	19.21	7,895	16.29

## 第2 業務実施内容

### 1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

#### (1) 総合相談支援業務

##### ア 地域におけるネットワークの構築

- ・地域包括支援センター（以下、センター）の広報活動の実施  
相談受付や訪問時において、案内チラシを用いてセンターの役割を説明
- ・荃崎圏域ケア会議を活用した地域の関係者、関係機関との連携強化
- ・地域の社会資源の把握と活用  
「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」「ハートページ」「在宅医療と介護のサービスマップ」等を活用し、地域の関係機関とも共有

##### イ 実態把握

- ・日々の相談等を通じて、民生委員等地域の関係者から得た情報をもとに事実確認等を行い、必要な支援に繋げる。
- ・市が抽出し実態把握の依頼があったケースに対して、継続的な電話や訪問等に加え、地域関係者の協力も得ながら、適切な方法で状況確認に努める。

##### ウ 総合相談支援【重点項目】

- ・配置する3専門職の特性を活かし、寄せられる相談に適切な対応ができるよう努める。
- ・複合的な課題を含み、複雑化している相談に適切に対応していくために、地域関係者や専門職等の関係機関とのつながりや連携・協働を心掛け、必要な本人・家族（介護者）支援を心がけた対応を行う。

## (2) 権利擁護業務

### ア 成年後見制度の利用促進【重点項目】

- ・成年後見制度に関するパンフレットを活用するとともに、制度理解を深め、利用促進に努める。
- ・市やつくば成年後見センター、法テラスなど法律専門職、権利擁護関連機関との連携対応に努める。

### イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市高齢者虐待防止マニュアルに基づいた対応を行う。
- ・虐待対応においては、市と連携を図り適切な対応を行う。
- ・市が作成するポスターの掲示やパンフレットを活用するなど、様々な機会を捉えて虐待の予防に努める。
- ・虐待防止ネットワーク実務者会議へ参加し、関係機関との連携強化や課題の共有を行う。

### ウ 消費者被害の防止

高齢者訪問等で消費者被害が疑われる事例については、つくば市消費生活センター等と連携し、更なる消費者被害の未然防止と相談を受けた具体的な事案についての問題解決を図る。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### ア 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・地域ケア会議をはじめ、個別事例の相談対応の中で、介護支援専門員との意見交換を密に行い、地域との連携体制が取れるように努める。
- ・市が作成する「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」をはじめ、生活支援コーディネーターとも連携して、フォーマル・インフォーマルの各種社会資源情報を活用し、介護支援専門員の支援に努める。

### イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- ・つくばケアマネジャー連絡会に参加し、介護支援専門員を取り巻く最新の情報収集や現状を把握する。

### ウ 日常的な個別指導・相談

- ・介護支援専門員の相談に対応するため、常に連携することを意識し、個別の事例に対して同行訪問や担当者会議への出席等、適切な対応に努める。

### エ 困難事例等への指導・助言

- ・介護支援専門員が抱える困難事例について、必要な各種制度や手続きの案内、地域の多様な支援機関と連携し、役割分担や今後の支援方針についての検討を行う。

## 2 包括的支援事業（社会保障充実分）

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業

- ・市が主催する会議や研修会等へ参加し、連携の強化に努める。
- ・市が作成した「多職種連携のためのツールと情報」を活用し、本人を第一に考えた多職種連携に努める。
- ・相談事例に対して、主治医との連絡調整や受診に向けた支援を行う。市が実施する意見交換会等を通じて、医療機関とのつながりを広げ、相談体制の充実を図る。

## (2) 生活支援体制整備事業【重点項目】

- ・第1層協議体会議や第2層協議体会議（地域支えあい会議）に参加し、地域の状況を把握するとともに、荃崎圏域担当生活支援コーディネーターと随時情報を共有しながら、地域の課題抽出や個別支援に努める。

## (3) 認知症総合支援事業

- ・「オレンジカフェ in くきざき」をはじめ、キャラバンメイト役員会、圏域内を中心とする認知症サポーター養成講座等にも参加、協力する。
- ・認知症高齢者や家族への対応として、市の事業の案内、適切な医療機関や施設利用、在宅での援助関係者へのつなぎ等の支援に努める。
- ・認知症地域支援推進員を配置し、必要な研修等の受講と市との情報共有や連携に努める。

## (4) 地域ケア会議推進事業

### ア つくば市地域ケア会議

- ・市が主催する、つくば市地域ケア会議において、必要な参加協力を行なう。

### イ 荃崎圏域ケア会議

- ・個別事例の検討を重ね、ケアマネジメントの実践力向上、関係機関とのネットワーク強化や地域の社会資源との連携、地域課題の把握に努める。

### ウ クイックケア会議

- ・早期検討が必要なケースについて、随時開催し対応を協議する。

### エ 市が主催するその他の会議への参加

- ・つくば市自立支援型個別ケア会議への参加
- ・ピックアップケア会議への参加
- ・地域課題評価会議への参加

## 3 指定介護予防支援事業

- ・介護保険における予防給付の対象となる要支援認定者及び基本チェックリストによる事業対象者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう支援する。その心身の状態や置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく、指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関と連絡調整等を行う。

## 4 総合事業

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

#### ア 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ・要支援者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く）及び日常生活支援総合事業対象者に対して、予防や生活支援サービス事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

#### イ 短期集中予防サービス「訪問型サービスC」

- ・運動機能向上プログラム、低栄養改善・口腔機能向上プログラムが利用しやすいように支援する。

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

- ・KDBシステムから抽出された方の、介護予防訪問等に必要な協力を行う。

イ 介護予防普及啓発事業

- ・フレイルサポート教室等を市と協働で行う。